

○ 涌谷町低入札価格調査試行要綱

平成24年 9月25日

涌谷町要綱第16号

(趣旨)

第1条 この要綱は、涌谷町が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに建設工事に関連する測量、調査及び設計業務をいう）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2第2項に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき」に行う調査（以下「低入札価格調査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要綱の対象となる建設工事は、一般競争入札（総合評価落札方式を含む）で行う建設工事のうち、涌谷町建設工事請負業者指名委員会（以下「指名委員会」という。）が低入札価格調査の設定を決定した建設工事とする。

(調査基準価格)

第3条 低入札価格調査を適用する低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）は、別表1に掲載した調査基準価格の算定額（その額に1万円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、その算定額が予定価格の10分の9を超える場合は10分の9（その額に1万円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とし、10分の7に満たない場合は10分の7（その額に1万円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた額）とする。

(入札参加者への周知)

第4条 町長は、入札にあたり次の事項について周知するものとする。

- (1) 調査基準価格を設定していること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、価格その他の条件が町にとって最も有利なものをもって申込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）であっても落札者とならない場合があること。
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、資料の提出及び事情聴取に協力すべきこと。

(予定価格書への記載)

第5条 基準価格を設けたときは、当該建設工事の予定価格調書に記載するものとする。

(入札の執行)

第6条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、落札の決定を保留するものとし、落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了する。

(低入札価格調査の実施)

第7条 前条の入札が行われた場合は、当該工事担当課長及び契約担当課長は、低入札価格調査を行うものとする。

2 低入札価格調査は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者から、次に掲げる事項について資料の提出を求めるほか、事情聴取、関係機関への照会等により行うものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由(様式1)
- (2) 手持ち工事の状況(様式2及び様式3)
- (3) 契約対象工事場所と入札者の事務所、倉庫等との関連(様式4)
- (4) 手持ち資材の状況(様式5)
- (5) 資材購入先との関係(様式6)
- (6) 手持ち機械数の状況(様式7)
- (7) 労務者の具体的供給見通し(様式8)
- (8) 過去に施行した公共工事名、発注者の状況(様式9)
- (10) 公告において周知した事項
- (11) その他必要な事項

(調査結果の報告)

第8条 契約担当課長は、前条の規定による調査を行った結果を、別記様式1により指名委員会に諮るものとする。

(指名委員会の審査)

第9条 指名委員会は、前条の規定により契約担当課長から調査結果の報告があったときは、必要な審査を行うものとする。

2 指名委員会は、審査の結果を別記様式2により契約担当課長に通知するものとする。

(指名委員会の審査に基づく落札者の決定等)

第10条 町長は、審査会の審査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、最低価格入札者を落札者として決定する。

2 町長は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が町にとって最も有利なものをもって申込みをした者(以下「次順位者」という。)を落札者とする。この場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、当該順位者について改めて低入札価格調査を行うものとする。

3 前項の規定により、最低価格入札者を落札者としなことを決定したときは、落札者としな理由を付して通知するものとする。

(入札経過の報告)

第11条 基準価格を下回る入札が行われたときは、入札(開札)調書に、当該入札を基準価格以下で落札決定した旨を記載する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、町長は必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月25日から施行する。

別表1 調査基準価格の算定（第3条関係）

工事種別	調査基準価格の算定方法
建築工事（解体工事を含む）	$\text{直接工事費} \times 90\% \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.3$
機械設備工事（上水道工事を含む）	$\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{機器（材料）費} \times 0.85 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.3$
その他工事（上記以外の工事）	$\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.55$

※直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。

※共通仮設費は、共通仮設費率分と積み上げ分の合計額とする。

当該価格で入札した理由

◎ 当該価格で入札した理由を、労務費、手持工事の状況、当該工事現場と事務所・倉庫との関係、手持資材の状況、手持機械の状況、下請け会社等の協力等からの面から記載する。

なお、当該価格で入札した結果、安全で良質な施工を行うことは当然である。

様式2（第7条関係）

手持ち工事の状況（対象工事現場付近）

工 事 名 (工 事 地 先 名)	発注者名	工 期	金 額	備 考
〇〇工事 (□□町〇〇大字△△地先)				(元請、下請の別)
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				

様式3（第7条関係）

手持ち工事の状況（対象工事関連）

工 事 名 (工 事 地 先 名)	発注者名	工 期	金 額	備 考
〇〇工事 (□□町〇〇大字△△地先)				(元請、下請の別)
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				

様式 4 (第7条関係)

契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連

◎ 分かりやすい地図で契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連が明確になるように記入する。

また、所在地も明らかにする。(縮尺は自由とする。)

別紙様式第 1（第 8 条関係）

低入札価格調査報告書

平成 年 月 日

指名委員会委員長 殿

契約担当課長

年 月 日に入札を実施した下記工事について、基準価格を下回る入札が行われましたので、別紙 1 のとおり、当該契約の内容に適合した履行が確保されるか否かの調査を行いました。

つきましては、指名委員会において、その適否を審査してください。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 調査を実施した業者名及び住所

別紙 1 (別紙様式 1 関係)

工事調査報告書 (調査基準価格以下の応札)

工事名

調査を実施した業者名及び住所

調査項目	聴取内容	評価
①入札した理由		
②手持工事の状況		
③契約対象工事箇所 と入札者の事業所、 倉庫等との関連 (地 理的条件)		
⑤手持資材の状況		
⑥資材購入先及び購 入先と入札者との 関係		
⑦手持機械の状況		
⑧労務者の具体的供 給見通し		
⑨過去に施工した公 共工事名及び発注 者		
⑩経営状況		
⑪公告において周知 した事項		
⑫その他の必要な 事項		
(評価まとめ)		

別記様式2号（第9条関係）

低入札価格審査結果通知書

平成 年 月 日

契約担当課長 殿

指名委員会委員長

年 月 日に入札を実施した下記工事について、指名委員会で低入札価格審査を別紙2のとおり行った結果、下記のとおりです。

記

1 工 事 名

2 審査の結果 適 ・ 否

別紙2

指名委員会審低入札価格査結果記録

下記のとおり審査しました。

記

審査日時	年 月 日
開催場所	
工事名	
工事場所	
業者名	
入札日	年 月 日
審査結果	※例 当該入札価格により契約の内容に適合した履行がされると、判断する。